## 債権者集会招集

**平成２８年（フ）第２３２４号**
大阪市天王寺区生玉前町５番16号
破産者　日本オルファイン株式会社
１　期日　平成29年６月29日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８００号**
大阪市北区天満３丁目12番12号
破産者　株式会社創和プロセス
１　期日　平成29年６月29日午前11時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

## 復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

**平成２９年（モ）第３０１１号**
（平成２８年（フ）第２３８号）
埼玉県深谷市東方町４丁目22番地４、開始決定時の住民票上の住所埼玉県熊谷市道ヶ谷戸315番地１
破産者　坂本　　等
破産手続開始決定日　平成28年９月29日
平成29年５月12日
さいたま地方裁判所熊谷支部

## 特別清算開始

**平成２９年（ヒ）第２号**
群馬県太田市新野町972番地の１
清算株式会社　株式会社太田園芸花卉卸売市場
代表清算人　髙地　明人
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２９年（ヒ）第１号**
長野県上伊那郡南箕輪村8015番地１
清算株式会社　株式会社山栄
代表清算人　長谷川洋二
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所伊那支部

## 特別清算協定認可

**平成２８年（ヒ）第２１０１号**
東京都千代田区西神田２丁目５番７号
清算株式会社　産陽印刷株式会社
代表清算人　岡本　駿之
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙のとおり協定債権額の7.0％（ただし、端数は切り捨て。別紙「弁済額（7.0％）」欄記載の金額。）の金員を弁済する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　清算事務に必要な経費は他の債権に優先して支払う。
４　各債権者は、清算会社が有する下記債権を放棄することを承認する。
⑴　中ノ郷信用組合に対する出資金７万円
⑵　東京シティ信用金庫に対する出資金３万円
⑶　サムジャパンに対する売掛金１円
５　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項の規定によりおこなった残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

## 再生手続開始

**平成２９年（再）第１号**
鳥取県鳥取市若葉台南６丁目23番30号
再生債務者　玉木裕之助
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成29年７月７日から平成29年７月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２９年（再イ）第２８号**
埼玉県上尾市中妻２丁目５番地４　メゾンドール上尾202
再生債務者　宮下　広幸
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月16日から平成29年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２９年（再イ）第６８号**
埼玉県川口市大字芝2783番地の１　ハイツエミエール103号
再生債務者　北島　亜維
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月16日から平成29年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２９年（再イ）第７４号**
さいたま市大宮区桜木町１丁目213番地１　プラウド大宮501
再生債務者　田村　広朗
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月16日から平成29年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２９年（再イ）第１００号**
名古屋市天白区井の森町102番地の１　サンクレーア野並ノースコート1101号
再生債務者　髙谷　吉伸
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月９日から平成29年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１１０号**
愛知県北名古屋市六ツ師町田105番地５
再生債務者　上中　伸二
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月９日から平成29年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第２号**
島根県出雲市東林木町1432番地13
再生債務者　西田　　清
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月９日から平成29年６月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（再イ）第９９号**
札幌市北区北25条西５丁目１番21―805号
再生債務者　鈴木　直子
１　決定年月日時　平成29年５月15日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月５日まで
４　一般異議申述期間　平成29年６月19日から平成29年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部